

第3次伊豆の国市行財政改革大綱 後期行動計画（素案）

令和5年●月

伊豆の国市

目 次

1	第3次伊豆の国市行財政改革大綱後期行動計画について	1
	(1) これまでの取組	
	(2) 行動計画の策定	
	(3) 計画期間	
	(4) 進捗管理	
	(5) 市民への公表	
2	計画の体系	3
3	具体的な取組	
	(1) 市民へのアプローチ	
	1-1 わかりやすい情報提供	
	1-2 市民ニーズの把握	
	1-3 市民活動の推進	
	1-4 市民力の活用	
	(2) 行政の取り組み	
	2-1 行政運営の見直し	
	2-2 行政サービスの見直し	
	2-3 安定した歳入の確保	
	2-4 職員力の強化	
4	具体的な取組一覧	

1 第3次伊豆の国市行財政改革大綱後期行動計画について

(1) これまでの取組み

第3次伊豆の国市行財政改革大綱（以下「第3次大綱」）では、4つの基本方針に「真に必要なサービスの提供」、「市民等との協働と情報共有」、「効率的・効果的な行財政運営」及び「職員の資質の向上と意識改革」を掲げ、行財政改革に取り組んでいます。

第3次大綱に基づく実施計画として、平成30(2018)年度から令和3(2021)年度を計画期間とする前期行動計画を策定し、市民と行政のそれぞれを軸に改革を推進してきました。

市民へのアプローチとして、「わかりやすい情報提供」、「市民ニーズの把握」、「市民活動の推進」及び「市民力の活用」を柱に、情報公開やパブリックコメント実施、市民との協働事業などに取り組みました。

また、行政の取組みとして、「行政運営の見直し」、「行政サービスの見直し」、「安定した歳入の確保」及び「職員力の強化」を柱に、マイナンバーカードの普及促進や補助金等の見直し、ふるさと納税の拡充などを行ってきました。

(2) 行動計画の策定

第3次大綱に基づく前期行動計画の計画期間が令和3年度で終了することから、引き続き行財政改革を推進するため後期行動計画を策定するものです。

なお、これまでの取組みを継続するだけでなく、デジタル技術を取り入れた業務プロセスの改善など新たな視点を取り入れ、更なる行政サービスの向上を目指します。

① デジタル技術を活用した生産性の高い行政経営

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、民間企業では非接触・非対面による事務手続きや支払いなど新しい生活様式への対応がなされていますが、その対応は行政手続きにおいても急務となっています。

伊豆の国市では、行政手続きのデジタル化に向けた準備として、令和3年度に申請・届出書類への押印の見直しを行いました。マイナンバーカードの普及を見据えて、公的個人認証サービスを利用したオンライン申請など新たなデジタル技術を活用し、市民サービスの向上を図るとともに、業務プロセスの見直しを含めた業務改善に取り組む、生産性の高い行政経営を目指します。

② SDGs を踏まえた行政経営

伊豆の国市では、市民や事業者とともに地球温暖化対策への取組みを一層推進するため、令和4年3月に「気候非常事態宣言及び脱炭素宣言」を表明し、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指しています。

また、2015年に国連で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」では持続可能な発展に向けた取組みが各国に求められており、第2次伊豆の国市総合計画後期基本計画においてもSDGsの17のゴールに関連付

けて各施策に取り組むこととしています。

このことから、SDGsを踏まえて、環境に優しく持続可能な行政経営を目指します。

(3) 計画期間

行動計画の計画期間は、社会情勢や行政需要の変化に対応するため、第3次大綱の計画期間である平成30(2018)年度から令和7(2025)年度までの8年間を前後期に分け、それぞれ4年間を計画期間としました。

後期行動計画の計画期間は令和4(2022)年度から令和7(2025)年度までとします。

第3次大綱と行動計画の計画期間								(年度)	
2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	
第2次行財政改革大綱と 行動計画	第3次行財政改革大綱 8年間(2018年度~2025年度)								
	前期行動計画 4年間(2018年度~2021年度)				後期行動計画 4年間(2022年度~2025年度)				

(4) 進捗管理

行動計画における各取組は、年度ごとにその進捗を取りまとめ、伊豆の国市行財政改革推進委員会へ報告することとします。

そして、伊豆の国市行財政改革推進委員会での審議結果を踏まえて、市長をはじめとする市の意思決定組織により進行を管理するとともに、取組の強化及び見直しを図るものとします。

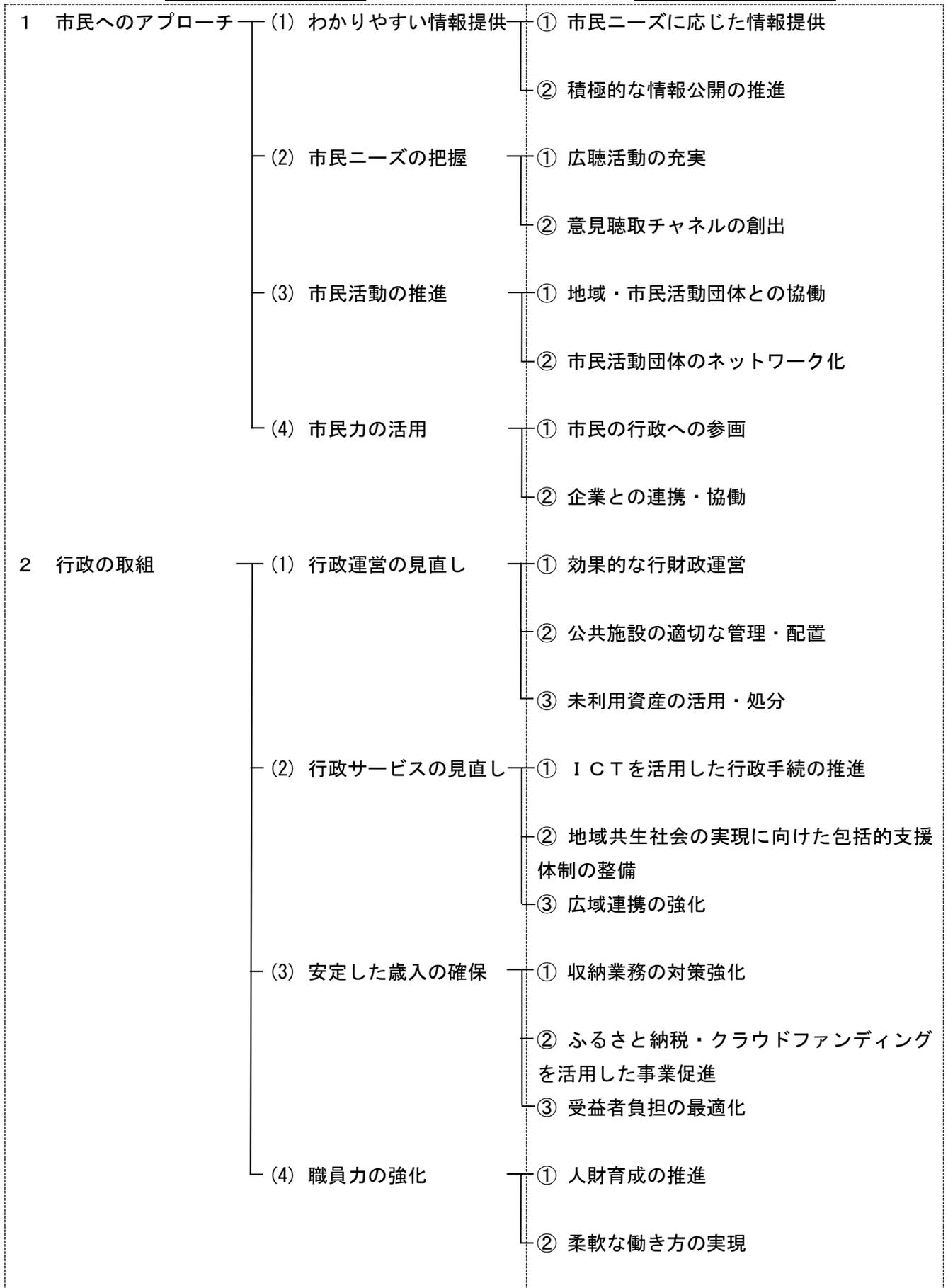
(5) 市民への公表

行動計画に各取組の進捗については、広報誌やホームページなどを通じて広く市民へ公表します。

2 計画の体系

第3次大綱の取組方針

行動計画（取組項目）



3 具体的な取組

(1) 市民へのアプローチ

1-1 わかりやすい情報提供

管理番号	1101	取組項目	市民ニーズに応じた情報提供	前期計画	継続
担当部署	協働まちづくり課	取組部署	全部署		
アウトカム (達成後の状態)	広報誌やホームページだけでなく、ソーシャルネットワークサービス（SNS）やFMラジオ、専用アプリケーションなど様々な手段によって、市民が市の情報を入手することができる。				
現状・課題	令和●年度に実施した市民意向調査によると、市政や地域の活動に関する情報を入手するための手段は「広報いずのくに」が●%となっている。 広報紙は、市政や地域活動に関する情報を知っていただく最も有効な媒体だが、提供できる情報や、広報紙の配布先が限られることから、市ホームページやSNSを活用し、情報入手方法の多様化を図るとともに、情報の質を高める必要がある。				
具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 最新の市政の取組や現状など情報をわかりやすく整理するため、ホームページをリニューアルする。 ➢ SNSの利用マニュアルを作成し、SNSによる情報発信を新たに行う。 ➢ ホームページの多言語表示（google 翻訳）を利用して、外国人にもわかりやすく情報を提供する。 				

管理番号	1102	取組項目	積極的な情報公開の推進	前期計画	継続
担当部署	行政経営課	取組部署	全部署		
アウトカム (達成後の状態)	開示請求の手続きに基づかなくとも、いつでも誰もが必要とする情報を自由に入手できる。				
現状・課題	開示請求の多い情報であっても、開示請求という手続きを経ないと手に入らない情報がある。全部開示が可能な情報は、市民の利便性の向上と事務の効率化を踏まえると、開示請求の手続きは不要と考えられる。 また、予算の執行状況や決算について法令により公表しているが、市民の関心度が低く、市の財政状況について十分理解されているとは言えない。				
具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 全部開示が可能な案件を類型化し、開示請求の手続きに基づかない情報提供を推進する。 ➢ 市の財政状況に対する市民の関心度を高めるため、広報誌やホームページ等を通じて、市の財政状況をわかりやすく情報発信する。 				

1-2 市民ニーズの把握

管理番号	1201	取組項目	広聴活動の充実	前期計画	継続
担当部署			取組部署		
アウトカム (達成後の状態)					
現状・課題					
具体的な取組					

管理番号	1202	取組項目	意見聴取チャネルの創出	前期計画	継続
担当部署			取組部署		
アウトカム (達成後の状態)					
現状・課題					
具体的な取組					

3 具体的な取組一覧

管理番号	取組項目	指標	
		2021年度(基準)	2025年度(目標)
1101	市民ニーズに応じた情報提供	①市HP閲覧ビュー ●件 ②公式LINE登録者数●人	①市HP閲覧ビュー ●件 ②公式LINE登録者数●人
1102	積極的な情報公開の推進	①情報提供件数 ●件	①情報提供件数 ●件
1201	広聴活動の充実		
1202	意見聴取チャネルの創出		
1301	地域・市民活動団体との協働		
1302	市民活動団体のネットワーク化		
1401	市民の行政への参画		
1402	企業との連携・協働		
2101	効果的な行財政運営		
2102	公共施設の適切な管理・配置		
2103	未利用資産の活用・処分		
2201	ICTを活用した行政手続の推進		
2202	地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の整備		
2203	広域連携の強化		
2301	収納業務の対策強化		
2302	ふるさと納税・クラウドファンディングを活用した事業促進		
2303	受益者負担の最適化		
2401	人財育成の推進		
2402	柔軟な働き方の実現		